東庄町合併処理浄化槽補助金　交付までの基本的な流れ

1	**交付申請** ［申請者→町］	交付申請書（様式第１号）と添付書類を町へ提出して下さい。

↓

2	**交付決定** ［町→申請者］	申請書受理後、内容審査して不備等なければ、申請者へ交付決定通知書を郵送します。

↓

3	**工事着工** ［浄化槽工事業者］	交付決定通知書の日付以降より着工可能です。

↓

4	**中間検査** ［町・浄化槽工事業者］	浄化槽本体据付時、浄化槽工事業者立ち合いのうえ、町が現地にて検査をします。

↓

5	**工事完了** ［浄化槽工事業者］	工事完了日から 30 日以内もしくは 3/20 までのいずれか早い日までに実績報告書を提出して下さい。

↓

6	**実績報告** ［申請者→町］	実績報告書（様式第６号）と添付書類を町へ提出して下さい。不備等なければ、その後完了検査を行います。

↓

7	**完了検査** ［申請者・町・浄化槽工事業者］	申請者・浄化槽工事業者立会いのもと、町が現地にて検査をします。

↓

8	**交付額の確定** ［町→申請者］	申請者へ額の確定通知書を郵送します。

↓

9	**補助金交付** ［町→申請者］	請求書（様式第８号）に記載された申請者の振込先に補助金を振込みします。